

令和6年12月18日

令和6年度第9回教育委員会定例会会議録

鹿児島県教育委員会

令和6年度第9回教育委員会定例会会議録

日時 令和6年12月18日（水）
10時00分～11時45分

場所 教育委員会室

出席者
地頭所教育長
小屋敷委員
馬場委員
桶谷委員
中村委員

(事務局職員)

川畑 副 教 育 長
紺屋 教育次長兼生徒指導総括監
森豊 総務 福利 課 長
西村 学 校 施 設 課 長
中島 教 職 員 課 長
徳田 保 健 体 育 課 長
中村 社 会 教 育 課 長
泊 総 務 福 利 課 企 画 監
尾堂 教職員課人事管理監（小中）
吉元 教職員課人事管理監（県立）
加藤 義 務 教 育 課 参 事
立森 高 校 教 育 課 指 導 監
中村 総 務 福 利 課 長 補 佐

議決事項

| 件名 | 提案理由 | 審議の状況 | 採決の次第 |
|---|---|--------------------|-----------|
| <p>議案第1号 鹿児島県立中学校学則の一部を改正する規則の制定について</p> | <p>鹿児島県立いろは中学校（夜間中学）の設置に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>特記事項 なし</p> | <p>決定</p> |
| <p>議案第2号 学校職員の懲戒処分について</p> | <p>学校職員の非違行為について、教育公務員としての責任を問おうとするものである。</p> | <p>特記事項 なし</p> | <p>決定</p> |
| <p>議案第3号 学校職員の懲戒処分について</p> | <p>学校職員の非違行為について、教育公務員としての責任を問おうとするものである。</p> | <p>特記事項 なし</p> | <p>決定</p> |
| <p>議案第4号 令和6年度鹿児島県学校保健、学校安全、学校体育及び学校給食表彰に係る優良学校等の決定について</p> | <p>令和6年度鹿児島県学校保健、学校安全、学校体育及び学校給食表彰に係る優良学校等を決定しようとするものである。</p> | <p>特記事項 なし</p> | <p>決定</p> |
| <p>議案第5号 鹿児島県立図書館協議会委員の任命について</p> | <p>鹿児島県立図書館協議会委員の任期満了に伴い、次期の委員を任命しようとするものである。</p> | <p>特記事項 なし</p> | <p>決定</p> |

会 議 要 旨

1 開会

2 会議の公開等について

議案第2号から第5号まで、その他(3)及びその他(4)は、非公開で審議する旨教育長から発議があり、全会一致で議決された。

3 令和6年度第8回教育委員会定例会会議録について

令和6年度第8回教育委員会定例会の会議録について、承認する旨、教育長から発議があり、全会一致で議決された。

4 教育長報告

報告第1号 予算議案の作成に関する知事への意見申出について

一 令和6年度12月補正予算案について、その内容及び教育長の臨時代理により知事に差し支えない旨の意見を申し出たことについて 一

〈総務福利課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(馬場委員) 県立学校の施設の災害復旧事業について、台風10号で被害を受けた県立学校は何校か。

(学校施設課長) 37校分の予算を計上している。

〈質疑終了〉

(教育長) 異議がないので、報告第1号は了解いただいたものとする。

報告第2号 予算外議案の作成に関する知事への意見申出について

一 鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、その内容及び教育長の臨時代理により知事に差し支えない旨の意見を申し出たことについて 一

〈教職員課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

(教育長) 異議がないので、報告第2号は了解いただいたものとする。

報告第3号 予算外議案の作成に関する知事への意見申出について

一 指定管理者の指定について議決を求める件について、その内容及び教育長の臨時代理により知事に差し支えない旨の意見を申し出たことについて 一

〈社会教育課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

(教育長) 異議がないので、報告第3号は了解いただいたものとする。

5 議案

議案第1号 鹿児島県立中学校学則の一部を改正する規則の制定について

— 鹿児島県立いろは中学校(夜間中学)の設置に伴い、所要の改正をしようとする事について —

〈義務教育課参事が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(馬場委員) 現在中学生で、不登校などで日中学校に行けない方は、夜間中学に入学できるのか。

(義務教育課参事) いろは中学校においては、学齢を経過した方々のみ入学を認めているため、学齢生徒の受け入れはしていない。

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第1号は原案のとおり議決する。

6 その他

(1) 令和8年度鹿児島県公立学校教員等採用選考試験について

— 令和8年度鹿児島県公立学校教員等採用選考試験の主な変更点について —

〈教職員課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(小屋敷委員) 大学編入学者の特例の実施について、該当者は何人ぐらいいるのか。また、どの程度の出願を想定しているのか。他県の事例もあるのか。「福祉」における特別選考の免許等については、どう考えているか。

(教職員課長) まず、大学編入学者の特例の実施について、過去の該当者の正確な数字は把握していないが、地元の短大関係者とのヒアリングの中で、大学編入を希望する方と教員等採用選考試験受験を希望する方の層が重なっており、多くの学生が二者択一を迫られて、悩む場面が多いという声を聞いていた。また、「かごしまの先生」魅力発信検討委員会においても、現役短大生から同様の要望があったことを踏まえて検討した。実際の出願見込み数は、おそらく若干名程度と想定しているが、地元短大生でかつ非常に向学心の強い方々に教員を志していただく機会になると考えている。

他県の取組状況は、大学院進学者及び在学者の特例に関しては、他県も同様の取組を行っているが、今回の大学編入特例に関しては現在把握している範囲内では他に例はないと考えている。

(小屋敷委員) 免許は上級免許になって採用されるということか。

(教職員課長) 御指摘のとおり、大学院進学者及び在学者の特例の場合と同様に、免許の上申を必須の条件としたいと考えており、詳細は、要項に記載をしたい。

(小屋敷委員) 「福祉」における特別選考の免許等については、どう考えているか。

(教職員課長) 「福祉」を設置する学校において、医療的ケア教員の配置が必要となっている。医療的ケア教員の必要資格は、医療的ケア教員講習会修了者等であって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後、5年以上の実務経験を有する者とされている。医療的ケア教員を確保する場合、必然的に社会人の経験を有している必要があり、このような方を獲得するために特別選考を設けた。

(桶谷委員) 「教職教養チャレンジ試験」の前年度実績はどうであったか。

(教職員課長) 約100人程度受験し、60人弱合格している。

(馬場委員) 社会人特別選考について、実際に社会人として働いている方は、情報を獲得しづらい実態があると思うが、周知方法等はどのように考えているか。

(教職員課長) 御指摘の点については、非常に難しい側面がある。これまで実施してきた社会人特別選考の受験者は、それ以前に特別非常勤講師など、何らかの形で本県の教職現場で勤務した方の中で、本人の意向がある方に案内して受験するケースが多かった。今後も様々な形でふさわしい方を探して、依頼するというのが大きな柱であると同時に、様々なチャンネルを通じて、制度について広く一般に知らせる取組も併せて行っていきたい。

〈質疑終了〉

(2) 鹿児島県産業教育審議会の報告について (書面報告)

— 鹿児島県産業教育審議会の報告について (書面報告) —

〈質疑なし〉

7 議案 議案第2号 学校職員の懲戒処分について (非公開)

議案第3号 学校職員の懲戒処分について
(非公開)

議案第4号 令和6年度鹿児島県学校保健, 学校安全, 学校体育及び学校給食
(非公開) 表彰に係る優良学校等の決定について

議案第5号 鹿児島県立図書館協議会委員の任命について
(非公開)

8 その他

その他(3) 令和7年度子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体
(非公開) (個人) 文部科学大臣表彰の被表彰候補者の推薦について

その他(4) 令和6年度県立学校職員の能力評価及び前期業績評価について
(非公開)

9 閉会